

改正後

経済学科

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選必	選択	
法律学、政治学	法律と人間	2秋	2		4単位以上選択必修
社会科学・経済学	経済学基礎論	1春	4		
	フィールドスタディ	1秋	2		
	ミクロ経済学	1秋	4		
	マクロ経済学	2春	4		
	経済統計	1秋		2	
	応用ミクロ経済学	2春		4	
	財政学	2春		4	
	国際経済学	2秋		4	
	公共経済学	2秋		4	
	金融経済学	2秋		4	
	計量経済学	2秋		4	
	労働経済学	2秋		4	
	環境経済学	3春		2	
	地域経済学	3春		4	
実証経済分析	3春		2		
哲学、倫理学、宗教学、心理学	宗教哲学	2秋	2		
	仏教の思想	3春		4	
各教科の指導法	中等教科教育法（公民Ⅰ）	3春	2		
	中等教科教育法（公民Ⅱ）	3秋	2		

2.2単位必修、4単位選択必修（計2.6単位）

（注） 選択科目も含めて、最低修得単位数（2.6単位）を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「教科又は教職に関する科目」の修得単位数に含めることができる。

改正前

経済学科

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選必	選択	
法律学、政治学	法律と人間	2秋	2		4単位以上選択必修
社会科学・経済学	経済学基礎論	1春	4		
	フィールドスタディ	1秋	2		
	ミクロ経済学	1秋	4		
	マクロ経済学	2春	4		
	経済統計	1秋		2	
	応用ミクロ経済学	2春		4	
	財政学	2春		4	
	国際経済学	2秋		4	
	公共経済学	2秋		4	
	金融経済学	2秋		4	
	計量経済学	2秋		4	
	労働経済学	2秋		4	
	環境経済学	3春		2	
	地域経済学	3春		4	
実証経済分析	3春		2		
哲学、倫理学、宗教学、心理学	宗教哲学	2秋	2		
	仏教の思想	3春		4	

1.8単位必修、4単位選択必修（計2.2単位）

（注） 選択科目も含めて、最低修得単位数（2.2単位）を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「教科又は教職に関する科目」の修得単位数に含めることができる。

改正後

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選必	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論	1春	2		
	教育原論	1秋	2		
	教育心理学	1春	2		
	教育行政論	2春	2		
	教育課程論	2秋	1		
	特別支援教育論	2秋	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	3秋	1		
	特別活動指導法	2春	1		
	教育方法論	3春	2		
	生徒指導の理論と方法	1秋	1		
	進路指導の理論と方法	3秋	2		
教育実践に関する科目	教育相談の理論と方法	2秋	1		
	教育実習事前事後指導	4春	1		
	教育実習	4春	2		
	教職実践演習(中・高)	4秋	2		

23単位必修

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選必	選択	
大学が独自に設定する科目					最低修得単位数 12単位

12単位以上

(注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」において最低修得単位数を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含めることができる。

改正前

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選必	選択	
教職の意義等に関する科目	教職概論	1春	2		
	教育原論	1秋	2		
教育の基礎理論に関する科目	教育心理学	1春	2		
	教育行政論	2春	2		
	教育課程論	2秋	1		
教育課程及び指導法に関する科目	中等教科教育法(公民Ⅰ)	3春	2		
	中等教科教育法(公民Ⅱ)	3秋		2	
	特別活動指導法	2春	1		
	教育方法論	3春	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論と方法	1秋	1		
	進路指導の理論と方法	3秋	2		
	教育相談の理論と方法	2秋	1		
教育実習	教育実習事前事後指導	4春	1		
	教育実習	4春	2		
教職実践演習	教職実践演習(中・高)	4秋	2		

23単位必修

(注) 選択科目も含めて、最低修得単位数(23単位)を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「教科又は教職に関する科目」の修得単位数に含めることができる。

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考
		必修	選必	選択	
教科又は教職に関する科目					最低修得単位数 16単位

16単位以上

(注) 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」においてそれぞれ最低修得単位数を超えて修得した単位数のうちその超える部分については、「教科又は教職に関する科目」の修得単位数に含めることができる。

改正後

授業科目の名称	授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
		必修	選必	選択	
日本国憲法	憲法概論	2春	2		
体育	健康とスポーツ I	1春	1		
	健康とスポーツ II	1秋	1		
外国語コミュニ ケーション	Business English	1春	4		
情報機器の操作	情報リテラシー I	1春	2		

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

10単位必修

改正前

授業科目の名称	授業を 行 う 年 次	単位数			備 考
		必修	選必	選択	
日本国憲法	憲法概論	2春	2		
体育	健康とスポーツ I	1春	1		
	健康とスポーツ II	1秋	1		
外国語コミュニ ケーション	Business English	1春	4		
情報機器の操作	情報リテラシー I	1春	2		

教職課程科目
「教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目」

10単位必修